

2019年4月11日

各 位

会 社 名 エヌ・デーソフトウェア株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 廣志
(コード：3794、東証第二部)
問合せ先 執行役員経営企画部長 猪股 実
(TEL. 0238-47-3483)

株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更等に関するお知らせ

当社は、2019年4月11日開催の取締役会において、下記のとおり、2019年5月17日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に第1号議案「株式併合の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」をそれぞれ付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の発行済普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2019年5月17日から2019年6月17日までの間、整理銘柄に指定された後、2019年6月18日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部（以下「東京証券取引所第二部」といいます。）において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I. 株式併合について

1. 株式併合を行う目的及び理由

2019年3月26日付当社プレスリリース「株式会社ジェイ・ケイ・イーによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」（以下「公開買付結果プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式会社ジェイ・ケイ・イー（以下「ジェイ・ケイ・イー」といいます。）は、2019年2月8日から2019年3月25日までの30営業日を公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。本公開買付けの結果、2019年3月29日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、ジェイ・ケイ・イーは当社株式15,240,265株（所有割合（注）：86.43%）を保有するに至っております。

（注）「所有割合」とは、当社が2019年2月14日に提出した第40期第3四半期報告書（以下「当社第3四半期報告書」といいます。）に記載された2018年12月31日現在の発行済株式総数17,854,968株から、当社第3四半期報告書に記載された2018年12月31日現在の当社が所有する自己株式数222,367株を控除した株式数（17,632,601株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、特段の記載がない限り、同じとします。）をいい、以下、同じとします。

ジェイ・ケイ・イーは、当社株式の全てを取得及び所有し、当社の事業を支配及び管理

することを主たる目的として、2018年12月20日に設立された株式会社で、設立時点ではその発行済株式の全てを株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ（以下「JWP」といいます。）が運営管理する合同会社ジェイ・ヴィ・エー（以下「ジェイ・ヴィ・エー」といいます。）が所有しておりました。その後、本公開買付けの決済が完了したため、ジェイ・ケイ・イーは、2019年3月29日を払込期日とし、当社の代表取締役である佐藤廣志氏（以下「佐藤氏」といいます。）が議決権の100%を所有する資産管理会社である株式会社森の学校（以下「森の学校」といいます。）を割当先とする第三者割当増資を実施したことにより、現時点においては、ジェイ・ケイ・イーの発行済株式のうち80.0%をジェイ・ヴィ・エーが所有し、また20.0%を森の学校が所有しているとのことです。

2019年2月7日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「意見表明プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、佐藤氏は、近年、介護・福祉施設の開設数の伸びが鈍化傾向となったことを受け、ソフトウェア開発メーカー等の競合他社の数も減少傾向にある一方、顧客側のニーズも時代と共に変貌しており、従来の介護保険請求システムの枠を超えた、介護記録、労務管理をはじめとする介護・福祉施設の経営管理への活用といった新たなニーズが徐々に高まりつつある市場環境下において、従来とは異なり、既存ユーザー向けの介護保険制度の改定に合わせたシステムのアップデート等の継続業務のみならず、顧客ニーズを的確に捉え、かつ、介護・福祉施設に過度な情報処理費用を生じさせない、利便性と合理的な価格を両立したソフトウェアの提供を継続するべく、i. 次世代システムの開発・導入（従来の主力商品であるパッケージソフト（クライアント・サーバー型）のみならず、ネットワーク経由でのアプリケーションソフトの開発・導入）及びii. 事業領域の更なる深化・拡大（従来の主力市場である介護・福祉市場での事業領域の深化、ヘルスケア領域全般を見据えた更なる事業領域の拡大）を推進したいと考えたとのことです。各種施策の実行及び当社の持続的成長の実現にあたっては、これまでの取組みに加え、経営資源の一層の充実、迅速な意思決定体制の整備、顧客ニーズへの対応力を強化するための体制構築や開発人材の拡充といった要素を具備することが必要であると考えに至ったとのことです。そして、これらの各施策を実行する上では、ヘルスケア領域及びIT領域で多数の投資実績・経営支援ノウハウ等を有するJWPのノウハウ・ネットワークを活用し、経営戦略の実行力を強化し、実現性を高めることが望ましいと考えたとのことです。しかしながら、(a)これらの施策は、中長期的に見れば事業成長や収益安定化が見込まれるものの、直ちに会社の利益には貢献しない可能性が相応に高く、大規模なシステム開発・導入投資、人材採用・育成の強化、新製品や技術開発のための研究開発等、経営基盤を強化するための投資の実行には相当程度の事業リスクを伴うことが想定されること、(b)アプリケーションソフトの開発・導入を推進するに当たり、従来の主力商品であるパッケージソフトと収益構造が異なるため、業績が一時的に不安定になる可能性があること、及び(c)周辺事業者との連携やM&A等、当社の経営課題を早期に解決するために必要な施策について積極的に取り組んでまいりたいと考えているところ、このような非連続的成長の実現過程においては一時的に当社の収益を悪化させる可能性もあること等によって、一時的な財務状態の悪化等により当社の市場株価が下落若しくは不安定化するリスクも懸念され、安定的な収益向上を期待される当社の株主の皆様へ不利益をもたらす可能性が相応に予想されることを考慮の上、株主の皆様には現在の市場株価に対してプレミアムを付した価格での公開買付けによる売却の機会を提供させていただき、ジェイ・ケイ・イーが2019年2月7日に東京証券取引所第二部に上場している当社株式の全て（但し、ジェイ・ケイ・イーが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得及び所有して最終的に当社を非公開化することを目

的とする取引（以下、この一連の取引を「本取引」といいます。）を行って、当社が非公開会社となった後に企業成長に向けた施策を進めることが妥当であるとの結論に至ったとのことです。

意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社としましても、ジェイ・ケイ・イーの提案を受けて、株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際」といいます。）が作成した2019年2月6日付株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）、リーガル・アドバイザーであるホワイト&ケース法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における第三者委員会の設置」に記載の第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）から提出された2019年2月7日付答申書（以下「本答申書」といいます。）その他の関連資料を踏まえ、2019年2月7日に取締役会を開催し、本取引により当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現を図ることができるか、本公開買付けにおける買付価格及び本公開買付けにおけるその他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討いたしました。

その結果、本取引は当社の企業価値の一層の向上に資するものであるとの結論に至りました。すなわち、当社といたしましても、当社の主力市場である、介護・福祉分野に関するソフトウェア業界は、近年、平均寿命の伸びと少子化に伴い加速する少子高齢化社会の中で、より多くの介護保険法や障害者総合支援法の支援事業者及びサービス事業者（医療機関・福祉施設）に、より高品質かつ低価格なサービスを提供する必要に迫られています。また、2000年4月、介護保険制度が施行されて以降、100社余りの大小のソフトウェア開発メーカーが介護・福祉分野に関するソフトウェア市場に参入しており、介護・福祉分野に関するソフトウェア業界の競争状況は厳しくなっております。そして近年、介護・福祉施設の開設数の伸びが鈍化傾向となったことを受け、ソフトウェア開発メーカー等の競合他社の数も減少傾向にある一方、顧客側のニーズも時代と共に変貌しており、従来の介護保険請求システムの枠を超えた、介護記録、労務管理をはじめとする介護・福祉施設の経営管理への活用といった新たなニーズが徐々に高まりつつあると認識しております。このような市場環境下において、システム改修対応が困難なソフトウェア開発事業者が市場から撤退する傾向にある一方、上記の新たなニーズを商機ととらえた異業種からの新規参入を含め、競合企業間の競争は、特に価格面・機能面で激化傾向にあります。

当社では、このような事業環境を踏まえ、様々な施策に取り組んでまいりましたが、かかる事業環境を踏まえると、今後、市場規模の大きな伸びは期待できず、当社が持続的かつ中長期的に成長して企業価値を向上させていくには、次世代システムの開発・導入や主力市場である介護・福祉市場のみならず新規事業領域への事業拡大等、新たな戦略を採用・推進することが必要であると考えております。この点、佐藤氏は、当社の中長期的な成長のための具体的な施策として当社のソフトウェアの機能強化に必要な周辺事業者との連携やM&A、顧客ニーズへの対応力を強化するための体制構築や開発人材の拡充等を挙げており、これらは、当社としても、当社の課題に対応するために積極的に取り組んでいくべき施策であると認識しております。

しかしながら、次世代システムの開発・導入においては必要な人材の確保、また育成に資金及び時間がかかることに加え、既存顧客の要望が多様化しており、それらに対応する次世代システムの開発には相当の工数が必要になることから、かかる施策には多額の先行投資が必要になる一方で、その効果は短期間には生じない可能性があります。また、次世

代システムの導入において開発過程では予期しなかったシステム上の不具合等が生じたり、新規事業領域への事業拡大が計画通りに進まなかったり等、これらの施策の実施が当初計画した通りに収益に寄与しない可能性もあるため、一時的には当社の収益を大きく悪化させる原因ともなり、また、中長期にわたり利益の変動性が高まるリスクを内包します。その結果、一時的な財務状況等の悪化により株価の下落が起こるリスクも懸念され、株主の皆様への期待に沿えない可能性があります。また、当社が上場を維持した状態では、当社株式の株価への悪影響を回避するために、これまでと同様、短期的な業績や利益確保を重視する戦略を取らざるを得ない状況に置かれ、中長期的な企業価値の向上を十分に追求できないおそれもあると考えております。

このような状況下で、当社としては、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記の悪影響を回避しつつ、抜本的かつ機動的な経営戦略を実践し中長期的な視点から当社の企業価値を向上させるためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により当社を非公開化するとともに、所有と経営を一定の範囲で一致させ、ジェイ・ケイ・イー、取締役、従業員が一丸となって各施策に迅速かつ果敢に取り組むことこそが、最も有効な手段であり、本取引以外に取り得る実現可能な代替策は見当たらないと考えるに至りました。

そして、当社は、JWPは国内大手介護施設をはじめとしたヘルスケア領域及びIT領域での投資実績・経営支援ノウハウ、そして、地方企業向けの投資実績・経営支援ノウハウを有すること、また本取引の検討が始まる以前から、当社の経営戦略を含む企業成長に関心を持ち、当社との情報交換を通じて当社の事業について他のスポンサーよりも知見を有していること等から、過去に当社に対し協業やスポンサーとなることの提案を行った他の事業者や投資ファンドよりも、当社のスポンサーとして適切であると考えているに至りました。

以上を踏まえ、当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

また、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由」の「② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載のとおり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上のような検討の結果、当社取締役会は、本公開買付けへの賛同の意見を表明、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。ジェイ・ケイ・イーが当社の総株主の議決権の数の90%以上を取得できなかったことから、ジェイ・ケイ・イーより、当社に対して、当社株式の併合を行うこと及び当社株式の併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案とする本臨時株主総会を開催するよう要請がありました。これを受けて、当社は、本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したことを踏まえ、本日開催の当社取締役会において本臨時株主総会開催を決議し、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主をジェイ・ケイ・イーのみとするために、当社株式2,540,044株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）といたします。本株式併合により、ジェイ・ケイ・イー以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

なお、本取引の経緯の詳細につきましては、意見表明プレスリリース及び公開買付結果

プレスリリースも併せてご参照ください。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

① 株主総会基準日公告日	2019年3月15日(金)
② 株主総会基準日	2019年3月31日(日)
③ 取締役会決議日	2019年4月11日(木)
④ 臨時株主総会開催日	2019年5月17日(金) (予定)
⑤ 整理銘柄指定	2019年5月17日(金) (予定)
⑥ 当社株式の売買最終日	2019年6月17日(月) (予定)
⑦ 当社株式の上場廃止日	2019年6月18日(火) (予定)
⑧ 株式併合の効力発生日	2019年6月21日(金) (予定)

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類及び併合比率
当社株式2,540,044株を1株に併合いたします。
- ② 減少する発行済株式総数
17,854,961株
- ③ 効力発生前における発行済株式総数
17,854,968株
- ④ 効力発生後における発行済株式総数
7株
- ⑤ 効力発生日における発行可能株式総数
28株
- ⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、ジェイ・ケイ・イー以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関連法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式をジェイ・ケイ・イーに売却すること、又は会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2019年6月20日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が保有する当社株式の数（以下「基準株式数」とい

います。)に本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同額である1,700円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本公開買付け及び本株式併合を含む本取引が、マネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等に加え、本公開買付けの結果、ジェイ・ケイ・イーが当社の親会社に該当することが予想されていたことから、当社及びジェイ・ケイ・イーは、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付け及び本株式併合を含む本取引の公正性を担保し、当社の親会社であるジェイ・ケイ・イー以外の株主の皆様利益を害さないよう、下記「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施しました。

② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、端数処理により株主の皆様が交付されることが見込まれる金銭の額は、本公開買付価格を基準に算出され、各株主の皆様の基準株式数に本公開買付価格と同額である1,700円を乗じた金額となる予定です。そして、本公開買付価格については、(a)下記「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている赤坂国際による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定の結果を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果のレンジの上限を超えるものであること、(b)本公開買付けの公表日の前営業日である2019年2月6日の東京証券取引所第二部における当社株式の終値1,320円に対して28.79%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、2019年2月6日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,304円(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して30.37%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,271円に対して33.75%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,273円に対して33.54%のプレミアムが加算されており、相当なプレミアムが付されていると考えられること、(c)下記「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d)上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、

当社とジェイ・ケイ・イーの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、当社取締役会は、本取引について、(i) 本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii) 本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、当社は、本公開買付けに賛同し、株主の皆様に対して応募することを推奨する旨の意見を表明した後、本臨時株主総会の招集を決議した2019年4月11日付の当社の取締役会の開催時点に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額については、相当と判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、ジェイ・ケイ・イーは、2019年2月8日から2019年3月25日までの30営業日を公開買付期間とする本公開買付けを実施しました。本公開買付けの結果、2019年3月29日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、ジェイ・ケイ・イーは当社株式15,240,265株（所有割合：86.43%）を保有するに至っております。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本臨時株主総会において株主の皆様からのご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主はジェイ・ケイ・イーのみとなる予定です。その結果、当社株式は東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、2019年5月17日から2019年6月17日まで整理銘柄に指定された後、2019年6月18日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所第二部において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、佐藤氏は、近年、介護・福祉施設の開設数の伸びが鈍化傾向となったことを受け、ソフトウェア開発メーカー等の競合他社の数も減少傾向にある一方、顧客側のニーズも時代と共に変貌しており、従来の介護保険請求システムの枠を超えた、介護記録、労務管理をはじめとする介護・福祉施設の経営管理への活用といった新たなニーズが徐々に高まりつつある市場環境下において、従来とは異なり、既存ユーザー向けの介護保険制度の改定に合わせたシステムのアップデート等の継続業務のみならず、顧客ニーズを的確に捉え、かつ、介護・福祉施設に過度な情報処理費用を生じさせない、利便性と合理的な価格を両立したソフトウェアの提供を継続するべく、i. 次世代システムの開発・導入（従来の主力商品であるパッケージソフト（クライアント・サーバー

型)のみならず、ネットワーク経由でのアプリケーションソフトの開発・導入)及びii.事業領域の更なる深化・拡大(従来の主力市場である介護・福祉市場での事業領域の深化、ヘルスケア領域全般を見据えた更なる事業領域の拡大)を推進したいと考えたとのことです。各種施策の実行及び当社の持続的成長の実現にあたっては、これまでの取組みに加え、経営資源の一層の充実、迅速な意思決定体制の整備、顧客ニーズへの対応力を強化するための体制構築や開発人材の拡充といった要素を具備することが必要であると考えに至ったとのことです。そして、これらの各施策を実行する上では、ヘルスケア領域及びIT領域で多数の投資実績・経営支援ノウハウ等を有するJWPのノウハウ・ネットワークを活用し、経営戦略の実行力を強化し、実現性を高めることが望ましいと考えたとのことです。しかしながら、(a)これらの施策は、中長期的に見れば事業成長や収益安定化が見込まれるものの、直ちに会社の利益には貢献しない可能性が相応に高く、大規模なシステム開発・導入投資、人材採用・育成の強化、新製品や技術開発のための研究開発等、経営基盤を強化するための投資の実行には相当程度の事業リスクを伴うことが想定されること、(b)アプリケーションソフトの開発・導入を推進するに当たり、従来の主力商品であるパッケージソフトと収益構造が異なるため、業績が一時的に不安定になる可能性があること、及び(c)周辺事業者との連携やM&A等、当社の経営課題を早期に解決するために必要な施策について積極的に取り組んでまいりたいと考えているところ、このような非連続的成長の実現過程においては一時的に当社の収益を悪化させる可能性もあること等によって、一時的な財務状態の悪化等により当社の市場株価が下落若しくは不安定化するリスクも懸念され、安定的な収益向上を期待される当社の株主の皆様へ不利益をもたらす可能性が相応に予想されることを考慮の上、株主の皆様には現在の市場株価に対してプレミアムを付した価格での公開買付けによる売却の機会を提供させていただき、本取引を行って、当社が非公開会社となった後に企業成長に向けた施策を進めることが妥当であるとの結論に至ったとのことです。

当社といたしましても、当社の主力市場である、介護・福祉分野に関するソフトウェア業界は、近年、平均寿命の伸びと少子化に伴い加速する少子高齢化社会の中で、より多くの介護保険法や障害者総合支援法の支援事業者及びサービス事業者(医療機関・福祉施設)に、より高品質かつ低価格なサービスを提供する必要に迫られています。また、2000年4月、介護保険制度が施行されて以降、100社余りの大小のソフトウェア開発メーカーが介護・福祉分野に関するソフトウェア市場に参入しており、介護・福祉分野に関するソフトウェア業界の競争状況は厳しくなっております。そして近年、介護・福祉施設の開設数の伸びが鈍化傾向となったことを受け、ソフトウェア開発メーカー等の競合他社の数も減少傾向にある一方、顧客側のニーズも時代と共に変貌しており、従来の介護保険請求システムの枠を超えた、介護記録、労務管理をはじめとする介護・福祉施設の経営管理への活用といった新たなニーズが徐々に高まりつつあると認識しております。このような市場環境下において、システム改修対応が困難なソフトウェア開発事業者が市場から撤退する傾向にある一方、上記の新たなニーズを商機ととらえた異業種からの新規参入を含め、競合企業間の競争は、特に価格面・機能面で激化傾向にあります。

当社では、このような事業環境を踏まえ、様々な施策に取り組んでまいりましたが、かかる事業環境を踏まえると、今後、市場規模の大きな伸びは期待できず、当社が持続的かつ中長期的に成長して企業価値を向上させていくには、次世代システムの開発・導入や主力市場である介護・福祉市場のみならず新規事業領域への事業

拡大等、新たな戦略を採用・推進することが必要であると考えております。この点、佐藤氏は、当社の中長期的な成長のための具体的な施策として当社のソフトウェアの機能強化に必要な周辺事業者との連携やM&A、顧客ニーズへの対応力を強化するための体制構築や開発人材の拡充等を挙げており、これらは、当社としても、当社の課題に対応するために積極的に取り組んでいくべき施策であると認識しております。

しかしながら、次世代システムの開発・導入においては必要な人材の確保、また育成に資金及び時間がかかることに加え、既存顧客の要望が多様化しており、それらに対応する次世代システムの開発には相当の工数が必要になることから、かかる施策には多額の先行投資が必要になる一方で、その効果は短期間には生じない可能性があります。また、次世代システムの導入において開発過程では予期しなかったシステム上の不具合等が生じたり、新規事業領域への事業拡大が計画通りに進まなかったり等、これらの施策の実施が当初計画した通りに収益に寄与しない可能性もあるため、一時的には当社の収益を大きく悪化させる原因ともなり、また、中長期にわたり利益の変動性が高まるリスクを内包します。その結果、一時的な財務状況等の悪化により株価の下落が起こるリスクも懸念され、株主の皆様への期待に沿えない可能性があります。また、当社が上場を維持した状態では、当社株式の株価への悪影響を回避するために、これまでと同様、短期的な業績や利益確保を重視する戦略を取らざるを得ない状況に置かれ、中長期的な企業価値の向上を十分に追求できないおそれもあると考えております。

このような状況下で、当社としては、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記の悪影響を回避しつつ、抜本的かつ機動的な経営戦略を実践し中長期的な視点から当社の企業価値を向上させるためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により当社を非公開化するとともに、所有と経営を一定の範囲で一致させ、ジェイ・ケイ・イー、取締役、従業員が一丸となって各施策に迅速かつ果敢に取り組むことこそが、最も有効な手段であり、本取引以外に取り得る実現可能な代替策は見当たらないと考えるに至りました。

そして、当社は、JWPは国内大手介護施設をはじめとしたヘルスケア領域及びIT領域での投資実績・経営支援ノウハウ、そして、地方企業向けの投資実績・経営支援ノウハウを有すること、また本取引の検討が始まる以前から、当社の経営戦略を含む企業成長に関心を持ち、当社との情報交換を通じて当社の事業について他のスポンサーよりも知見を有していること等から、過去に当社に対し協業やスポンサーとなることの提案を行った他の事業者や投資ファンドよりも、当社のスポンサーとして適切であると考えているに至りました。

以上を踏まえ、当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「（３）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて本第三者委員会に諮問し、同委員会より本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする本答申書の提出を受けております。

(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

ジェイ・ケイ・イーは当社の親会社であることを踏まえ、本株式併合に係る当社の取締役会の意思決定の過程において、当社の取締役のうち、代表取締役社長である佐藤氏は佐藤氏自身が議決権の100%を所有する資産管理会社である森の学校がジェイ・ケイ・イーの株式のうち20.0%を所有していることから、本株式併合に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場においてジェイ・ケイ・イーとの協議及び交渉にも一切参加していません。そして、当社の取締役である青木精志氏（以下「青木氏」といいます。）は、2018年11月29日に佐藤氏から初期的な提案資料を受領し、また2019年1月11日開催の当社取締役会におけるジェイ・ケイ・イーからの提案内容等の説明を他の取締役とともに受領したものの、青木氏及び青木氏の親族2名が議決権の100%を所有する資産管理会社であるブルーツリー株式会社がジェイ・ケイ・イーとの間で2019年2月7日付公開買付け募集契約を締結しており、必ずしも当社の少数株主と利害が一致せず、本株式併合において特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあることを踏まえ、当社の立場においてジェイ・ケイ・イーとの協議及び交渉には一切参加しておらず、当該取締役会における審議及び決議には一切参加していません。なお、当該取締役会においては、決議に参加した取締役（当社の代表取締役社長である佐藤氏、取締役である青木氏及び犬飼善博氏を除き、監査等委員である取締役3名を含む取締役6名）の全員一致により、本株式併合に係る議題を本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。なお、当社の取締役のうち、犬飼善博氏は上記取締役会を一身上の都合により欠席しました。

また、ジェイ・ケイ・イー及び当社は、本公開買付けを含む本取引がマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施しました。本「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載した事項のうち、ジェイ・ケイ・イーに関する記載については、ジェイ・ケイ・イーから受けた説明に基づいております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、ジェイ・ケイ・イーから提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社及びジェイ・ケイ・イーから独立した第三者算定機関である赤坂国際に当社株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、赤坂国際は、当社及びジェイ・ケイ・イーの関連当事者に該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していません。

赤坂国際は、複数の算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社の市場株価の動向を勘案した市場株価法及び当社業績の内容や予想等を勘案したDCF法の各手法を用いて当社株式の1株当たりの株式価値の分析を行い、当社は、2019年2月6日付で当社株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、赤坂国際から本公開買付

価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

上記各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法： 1,271円～1,320円

DCF法： 1,566円～1,692円

市場株価法は、多くの投資家が企業の将来性、収益力、財産価値等の多様な要素を勘案して市場で取引を行うことによって形成される客観性の高い市場価格を基礎として株式価値を算定する手法であり、上場会社の株式価値を表す適切な指標であると考えられることから、赤坂国際は市場株価法を採用することとし、市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年2月6日を基準日として、東京証券取引所第二部における当社株式の基準日終値1,320円、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,304円、基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,271円及び基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,273円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,271円から1,320円までと分析しています。

DCF法は、企業が将来の一定期間に獲得するであろうフリー・キャッシュ・フローを、リスクを考慮した適切な割引率によって現在価値に還元したものを事業価値とし、これに事業外資産や有利子負債等を考慮することにより企業価値及び株式価値を算定する手法であり、継続企業の評価においては最も論理的であるといわれていることから、赤坂国際はDCF法を採用することとし、DCF法では、当社が作成した2019年3月期から2024年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、2019年3月期第3四半期以降に当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,566円から1,692円までと分析しています。割引率は10.2%から11.1%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を-0.25%から0.25%として算定しております。赤坂国際がDCF法の算定の前提とした当社の事業計画の具体的な数値は以下のとおりです。

なお、DCF法による分析に用いた当社の業績見込みにおいて、2021年3月期の営業利益が1,431百万円（2020年3月期比28.1%減少）と大幅に減少しており、かつ、2022年3月期の営業利益が2,419百万円（2021年3月期比69.0%増加）と大幅に増加しております。この理由は、当社ではパッケージソフトは通常5年使用権として、導入年度及び5年毎の更新年度において売上高に計上されますが、2021年3月期の5年前にあたる2016年3月期の売上高が約61億円と前年比約13億円の大幅な減収となっていることから、2021年3月期にかかる売上高を低く見積もったことによります。さらに、事業の性質上総費用に占める人件費、労務費等の固定費比率が高いことから売上高の減少に比例した費用の減少が期待できないことを考慮して、営業利益が大きく落ち込むことを見込んだものであります。一方で、2017年3月期の売上高は約77億円と、売上高が急回復したため、その5年後である2022年3月期以降の計画はこれを反映したものとなっております。

また、DCF法による算定の基礎となる事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、したがって、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮しておりません。

(単位：百万円)

	2019年 3月期 (6ヶ月)	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期
売上高	8,938	16,933	16,426	18,111	18,430	19,035
営業利益	1,377	1,992	1,431	2,419	2,489	2,591
EBITDA	1,889	3,068	2,336	3,273	3,326	3,335
フリー・キャッシュ・フロー	497	1,906	1,129	2,186	2,004	2,119

② 当社における第三者委員会の設置

当社は、本取引における意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2018年12月11日、当社の取締役会を開催し、同取締役会において、ジェイ・ケイ・イー及び当社から独立した委員によって構成される本第三者委員会（本第三者委員会の委員としては、当社の社外取締役であり監査等委員である加藤英樹氏及び柴田孝氏、並びに外部の有識者である水野信次氏（弁護士、日比谷パーク法律事務所）及び佐野哲哉氏（公認会計士、グローウィン・パートナーズ株式会社代表）を選定しており、本第三者委員会の委員を変更した事実はありません。）を設置しました。

そして、当社は本第三者委員会に対し、(a)当社の取締役会が本公開買付けに対して賛同及び本公開買付けへの応募を推奨する意見を表明するべきか、(b)本完全子会社化手続を含む本取引が当社の少数株主にとって不利益か否かについて諮問し、これらの事項（以下「本諮問事項」といいます。）についての答申書を当社取締役会に提出すること、並びに、(c)必要に応じて、当社の取締役会、取締役、又は当社の外部アドバイザーに対し、ジェイ・ケイ・イーとの交渉について意見を述べることを2018年12月11日に委嘱しました。

本第三者委員会は、2018年12月28日より2019年2月5日まで合計6回開催され、かかる委嘱に基づき本諮問事項について、慎重に協議及び検討を行い、その結果を踏まえ、折に触れて、当社の取締役会、取締役、又は当社のリーガル・アドバイザーに対し、ジェイ・ケイ・イーとの交渉について意見を述べました。具体的には、当社から、事業環境、事業計画、経営課題、本取引の提案を受けた経緯、本取引により生じる当社が見込むシナジー効果等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。また、佐藤氏及びJWPからは、本取引に関する説明を受けるとともに、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、本取引によって佐藤氏及びJWPにより見込まれるシナジー効果、本取引後の当社の経営方針、本取引の諸条件等について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、説明を受けた事業環境や経営課題並びに当社株式の株式価値の算定の基礎となった当社の事業計画についての詳細な検証を行うとともに、赤坂国際から当社株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受けるほか、ホワイト&ケース法律事務所から本取引において公正性を担保するために採られている措置及び利益相反を軽減又は防止するために採られている措置に関する説明を受け、それぞれ、質疑応答を行うとともに、当社か

らは本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程に関する説明を受け、質疑応答を行いました。これらの内容を踏まえ、本第三者委員会は、赤坂国際及びホワイト&ケース法律事務所と議論を重ね、本諮問事項について協議・検討を行い、その結果を踏まえて、当社とジェイ・ケイ・イーの間における本公開買付価格についての交渉において、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に詳述したとおり、当社に対して助言等を行いました。

そのうえで、本第三者委員会は、本諮問事項について協議及び検討した結果を取り纏め、2019年2月7日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しました。

- (i) 本公開買付けを含む本取引は、その目的が企業価値の向上に向けられたものとして一定の合理性が認められ、これを覆すに足る事情は特に見当たらないところ、本公開買付価格が当社の現在の株式価値に相当なプレミアムが付加された価格設定とされる限りにおいて、当社事業計画に基づく諸施策の実施により生じ得る過大な負担を回避するための選択肢として、投下資本の回収機会を提供することをできるものと評価することができる。そして、本公開買付価格は、当社株式価値算定書によれば、市場株価平均法に基づく1株当たり株式価値の最小値(1,271円)に対しても、また、最大値(1,320円)に対しても、いずれもほぼ30%前後のプレミアム比率となっており、当社株式の現在の価値に直近3年間のMBOの先行事例のプレミアム水準に照らして遜色ないプレミアムが付加された価格設定とされていると評価できるから、本公開買付けの目的の妥当性が認められる。
- (ii) 当社は、第三者算定機関から当社株式価値算定書を取得して、独立した法律事務所より法的助言等を得つつ、本第三者委員会の助言等を通じてジェイ・ケイ・イーとの交渉を行い、上述のとおり相応のプレミアムが当社株式の現在の価値に付加されていると評価できることから、本公開買付価格を含む本公開買付けの買付条件にはその妥当性が認められ、かつ、本取引の手續の公正性が担保されていると評価できる。
- (iii) 加えて、本取引の手續は、第一段階で公開買付けが実施された後、第二段階として、本株式売渡請求又は本株式併合その他の取得の手法によりスクイーズアウトがなされるスキームが採用されているところ、かかるスキームに株主保護に資する手法が用いられるなどその妥当性が認められる。
- (iv) 上記(i)乃至(iii)から、当社取締役会が本公開買付けに賛同し、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する意見を表明することは妥当と認められ、また、ジェイ・ケイ・イーが当社の発行済株式の全てを取得する本取引が当社の少数株主にとって不利益であるとは認められない。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言等

当社は、本公開買付けに係る当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、ジェイ・ケイ・イー及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてホワイト&ケース法律事務所を選任し、同事務所から、本取引における諸手續を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、ホワイト&ケース法律事務所は、ジェイ・ケイ・イー及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

④ 利害関係を有しない出席取締役全員の承認

当社は、赤坂国際より取得した当社株式価値算定書、ホワイト&ケース法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本第三者委員会（本第三者委員会の構成及び具体的な活動内容等については、上記「② 当社における第三者委員会の設置」をご参照ください。）から提出を受けた答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討しました。

その結果、上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、当社取締役会は、本取引について、（i）本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、（ii）本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な売却の機会を提供するものであると判断し、2019年2月7日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（当社の代表取締役社長である佐藤氏、取締役である青木氏及び犬飼善博氏を除き、監査等委員である取締役3名を含む取締役6名）の全員一致で、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役のうち、代表取締役社長である佐藤氏は佐藤氏自身が議決権の100%を所有する資産管理会社である森の学校がジェイ・ケイ・イーの一部出資者となる予定であったことから、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場においてジェイ・ケイ・イーとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。そして、当社の取締役である青木氏は、2018年11月29日に佐藤氏から初期的な提案資料を受領し、また2019年1月11日開催の当社取締役会におけるジェイ・ケイ・イーからの提案内容等の説明を他の取締役とともに受領したものの、青木氏及び青木氏の親族2名が議決権の100%を所有する資産管理会社であるブルーツリー株式会社がジェイ・ケイ・イーとの間で2019年2月7日付公開買付け応募契約を締結しており、必ずしも当社の少数株主と利害が一致せず、本取引において特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあることを踏まえ、当社の立場においてジェイ・ケイ・イーとの協議及び交渉には一切参加しておらず、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。

また、当社の取締役のうち、犬飼善博氏は上記取締役会を一身上の都合により欠席しました。

⑤ マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority) を上回る買付予定数の下限の設定

ジェイ・ケイ・イーは、本公開買付けにおいて11,755,000株（所有割合：66.67%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,755,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、本公開買付けにおいては、ジェイ・ケイ・イーは、当社株式の全て（但し、ジェイ・ケイ・イーが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を非公開化することを目的としていることから、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,755,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

買付予定数の下限である11,755,000株は、当社第3四半期報告書に記載された2018年12月31日現在の発行済株式総数（17,854,968株）から、同日現在当社が所有

する自己株式数（222,367株）を控除した株式数（17,632,601株）に係る議決権の数（176,326個）に3分の2を乗じた数（117,551個、小数点以下を切り上げ）から、2019年2月7日現在ジェイ・ケイ・イーが所有する当社株式（100株）に係る議決権の数（1個）を控除した議決権の数（117,550個）に相当する株式数とのことです。なお、当該株式数（11,755,000株）は、上記発行済株式総数（17,854,968株）から自己株式数（222,367株）及び本応募合意株式（5,512,800株）並びにジェイ・ケイ・イーが所有する株式数（100株）を控除した株式数（12,119,701株）の過半数（いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority））に相当する株式数（6,059,851株）に本応募合意株式（5,512,800株）を加えた株式数（11,572,651株）を上回る株式数とのことです。

このように、ジェイ・ケイ・イーは、ジェイ・ケイ・イーの利害関係者以外の当社の株主の皆様から少なくとも過半数の賛同及び本応募合意株式の応募が得られない場合には本公開買付けを含む本取引を行わないこととしており、当社の株主の皆様のご意思を重視した買付予定数の下限の設定をしているとのことです。

⑥ 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

ジェイ・ケイ・イーは、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しているとのことです。ジェイ・ケイ・イーは、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様にご本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保するとともに、当社株式についてジェイ・ケイ・イー以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを意図しているとのことです。

また、ジェイ・ケイ・イー及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しています。

4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「① 上場廃止」に記載のとおり、当社株式は、上場廃止となる予定です。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、佐藤氏は、本取引後も継続して当社の経営にあたることを予定しているとのことです。ジェイ・ケイ・イーと当社のその他の取締役及び監査等委員との間には、本公開買付け後の役員就任について何らの合意も行っておらず、当社の経営体制の詳細については、本取引の終了後に、当社及びジェイ・ケイ・イーとの間で協議しながら決定する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、ジェイ・ケイ・イーは、当社の親会社に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引等に該当いたしません。

- (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況
当社は、2018年12月14日付のコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との

取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関等の助言を得るなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないように適切な対応を行うこととしております。

本株式併合を行うに際しても、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社の取締役会は、赤坂国際が作成した当社株式価値算定書、リーガル・アドバイザーであるホワイト&ケース法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、本第三者委員会から提出された本答申書その他の関連資料を踏まえ、慎重に協議及び検討しており、当社としては、少数株主の利益を害することのないように適切な対応を行っており、上記方針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2019年2月7日付で、本第三者委員会より、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする本答申書の提出を受けております。詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における第三者委員会の設置」をご参照ください。

II 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要性がなくなることによるものです。

2. 廃止予定日

2019年6月21日

3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款の一部変更に関する議案(下記「III 定款一部変更について」をご参照ください。)が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

III 定款一部変更について

1. 定款変更の目的

(1) 本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である2019年6月21日に当社株式の発行可能株式総数は28株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款

の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

- (2) 上記「Ⅱ 単元株式数の定め廃止」の「1. 廃止の理由」に記載のとおり、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数について）及び定款第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主はジェイ・ケイ・イー1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合に係る議案が原案どおり可決されることを条件として、定款第12条（基準日）を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、本議案にかかる定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2019年6月21日に効力が発生するものとします。

（下線部分は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条（条文省略）	第1条～第5条（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,000</u> 万株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>28</u> 株とする。
<u>（単元株式数について）</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株とす</u> <u>る。</u>	（削除）
<u>（単元未満株式についての権利）</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未 満株式について、次に掲げる権利以外 の権利を行使することができない。 <u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権</u> <u>利</u> <u>（2）会社法第166条第1項の規定による請</u> <u>求をする権利</u> <u>（3）株主の有する株式数に応じて募集株</u> <u>式の割当ておよび募集新株予約権の割</u> <u>当てを受ける権利</u>	（削除）
第9条～第11条（条文省略）	第7条～第9条（現行どおり）
（基準日） 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株 主名簿に記載または記録された議決権	（基準日） 第10条 当社は、必要があるときは、取 締役会の決議によってあらかじめ公

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>2</u> 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第<u>13</u>条～第<u>39</u>条（条文省略）</p>	<p>告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第<u>11</u>条～第<u>37</u>条（現行どおり）</p>

3. 変更の日程

2019年6月21日(予定)

以上